

2018年度 保存版

暮らしをやさしく守る!

トッパングループ保険の ご案内

—<トッパングループQQ隊>—

最大割引
36%



申込締切日	2018年9月27日(木)
保険料控除	①社員:2019年1月給与より毎月給与控除 ②パート・アルバイト、退職者:2019年1月より毎月23日本人口座から引き落とし
加入申込票提出先	各総務部(退職者は取扱代理店株式会社トッパン保険サービスへ)
保険期間	<p>ケガの保険・病気の保険 所得補償保険 2018年11月1日 午後4時～2019年11月1日 午後4時(1年間)</p> <p>天災補償特約付精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険 2018年11月1日 午前0時～2019年10月31日 午後12時の1年間</p>
保険契約者	凸版印刷株式会社

[取扱代理店] 株式会社トッパン保険サービス

〒110-0016 東京都台東区台東1丁目5番1号 (東館5F)

TEL: 03-3835-6741 FAX: 03-3834-3289

フリーダイヤル: 0120-106-099

トッパン保険サービス

検索

団体保険制度

補償の早見表

ご加入にあたって必要な補償がひと目でわかります。
プランの検討の参考にしてください。



補償の一覧表

区分		ケガ・病気のとき							身の回りのリスク				病気とケガによる就業障害・就業不能		退職後の継続加入		
		死亡・後遺障害	入院	手術	通院	放射線治療	三大疾病診断	ガン診断	先進医療費用	携行品損害	個人賠償責任	ホールインワン・アルバトロス費用	自動車	建物・家財	ペット	長期の就業障害	就業不能
団体総合生活補償保険(標準型)	個人型(ケガ)	P3	●	●	●	●										●	
	家族型(ケガ)	P4	●	●	●	●										●	
	+ 補償オプション	携行品損害	P3~4							●						●	
		個人賠償責任	P3~4							●						●	
		ホールインワン・アルバトロス費用	P3~4								●					●	
団体総合生活補償保険(MS&AD型)	個人型(病気)	P5~6	●	●	●	●	●									●	
	+ オプション補償	携行品損害	P5~6							●						●	
		個人賠償責任	P5~6							●						●	
		ホールインワン・アルバトロス費用	P5~6								●					●	
		三大疾病診断	P5~6				●									●	
		ガン診断	P5~6					●								●	
		先進医療費用	P5~6						●							●	
		天災補償特約付精神障害補償特約付 団体長期障害所得補償保険	P9~10													—	
		団体所得補償保険	P11													—	
		自動車保険	P12													●	
		火災保険	P13													●	
医療保険	EVER	P14	●	●												●	
	新CURE	P15		●	●											●	
がん保険		P14~15		●	●	●	●	●								●	
ペット保険		—														●	

ニーズに合わせてご案内致します。
お気軽にご相談ください。

1



〈個人賠償責任〉
自転車事故への備えは万全ですか?

たとえば…
(神戸地方裁判所 平成25(2013)年7月4日判決)
賠償判決: 約9,520万円

小学5年男子児童が、自転車に乗って坂道を時速20~30キロで下った際、散歩中の女性に激突。女性は頭の骨を折るなどして、意識が戻らない状態となった。

ここ数年、交通事故件数に占める自転車事故件数の割合は、2割程度と高い水準で推移。自転車事故による負傷者は、約2割が60才以上、約4割が24才以下です。
(出典:警察庁「平成27年における交通事故の発生状況」)

インターネット契約取扱商品

〈GK ケガの保険(パーソナル総合傷害保険)〉



- 事故の相手に対する賠償責任を最大3億円まで補償します!
- 保険会社による示談交渉サービス付きなので安心!
- 自転車事故の他、交通事故によるご自身のケガも補償!
- インターネットによる簡単な手続き!

保険料のお支払いは便利なクレジットカード払い!

〈特定手続用海外旅行保険〉



- 短期間の旅行におすすめ
- 当日出発前のお申込みが可能
- 保険料割引例 約46%OFF^{※1}
リピーターの方はさらに保険料を5%割引^{※2}

※1 ハワイ7日間個人セットプラン(タイプA)の書面申込の三井住友海上「海外旅行保険」との比較です。
(2017年10月1日以降始期契約の場合)

※2 一定の要件を満たされた方が対象です。

〈ゴルファー保険〉



- プレー前日のお申込みが可能
- 補償内容・保険料は3パターンから選択(1週間プランもご用意)
- 継続手続もインターネットで可能



- 以下の車種の自賠責保険が対象
原付(125cc以下)
二輪(125cc超~250cc以下)
- 保険期間は1年~5年のパターンから選択
- お申込可能期間は始期日の1か月前~7日前まで

お申込はこちら <http://www.toppa-ins.co.jp/>

個人型

[ケガの補償]

36%
割引!!

ケガ オプション 引受保険会社:三井住友海上(幹事)



基本補償 [天災危険補償付]

	ライトプラン P1	スタンダードプラン P2	プレミアムプラン P3	
傷害死亡・後遺障害保険金額	車にはねられ、懸命の治療もむなしく死亡してしまった。 例	200万円	400万円	800万円
傷害入院保険金日額	道路を歩行中、車にはねられ1か月入院した。 例	1日につき 3,000円	1日につき 6,000円	1日につき 12,000円
傷害手術保険金	スキーで大腿骨を骨折し、手術が必要になった。 例	入院中に受けた手術の場合:傷害入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合:傷害入院保険金日額の5倍		
傷害通院保険金日額	満員電車から降りる際、転倒し全治2週間のケガを負い通院した。 例	1日につき 2,000円	1日につき 4,000円	1日につき 8,000円
月払保険料(年令にかかわらず)		730円	1,460円	2,920円

+ オプション補償【個人型・家族型共通】

※基本タイプにセットしてご加入いただけます。オプション単独でのご加入はできません。

		月払保険料
① 携行品損害保険金額	外出先で手荷物を盗まれ、買い替えた。 例	30万円(免責金額3,000円) K1 140円
② 個人賠償責任保険金 ^(※)	自転車に搭乗中、通行人にケガをさせてしまい損害賠償請求を受けた。 例	3億円 PB 80円
③ ホールインワン・ アルバトロス費用 保険金 <small>被保険者本人型</small>	ホールインワンを達成し、そのお祝い費用が発生した。 例	30万円 G1 230円 50万円 G2 380円

(※)個人賠償責任危険補償特約の被保険者の範囲は、1つの特約でご家族が補償されます。従って家族内で複数の方がご加入になる場合、重複してご加入にならないようご注意ください。被保険者の範囲の詳細は、P23をご参照ください。

(注1)個人型、家族型に併せてご加入の場合は、被保険者1名あたり、傷害入院保険金日額30,000円以内(15才未満の場合は15,000円以内)、傷害通院保険金日額10,000円以内でご加入ください。

(注2)保険料は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

(注3)上記は職種級別A(事務系会社員、販売員等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

家族型

[ケガの補償]

36%
割引!!

ケガ オプション 引受保険会社:三井住友海上(幹事)



基本補償 [天災危険補償付]

	ライトプラン F1	スタンダードプラン F2	プレミアムプラン F3	
傷害死亡・後遺障害保険金額(本人)	車にはねられ、懸命の治療もむなしく死亡してしまった。 例	200万円	400万円	800万円
傷害死亡・後遺障害保険金額(家族)		100万円	200万円	400万円
傷害入院保険金日額	道路を歩行中、車にはねられ1か月入院した。 例	1日につき 3,000円	1日につき 6,000円	1日につき 12,000円
傷害手術保険金	スキーで大腿骨を骨折し、手術が必要になった。 例	入院中に受けた手術の場合:傷害入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合:傷害入院保険金日額の5倍		
傷害通院保険金日額	満員電車から降りる際、転倒し全治2週間のケガを負い通院した。 例	1日につき 2,000円	1日につき 4,000円	1日につき 8,000円
月払保険料(年令にかかわらず)		2,620円	5,230円	10,440円

+ オプション補償【個人型・家族型共通】

※基本タイプにセットしてご加入いただけます。オプション単独でのご加入はできません。

		月払保険料
① 携行品損害保険金額	外出先で手荷物を盗まれ、買い替えた。 例	30万円(免責金額3,000円) K2 220円
② 個人賠償責任保険金 ^(※1)	自転車に搭乗中、通行人にケガをさせてしまい損害賠償請求を受けた。 例	3億円 FB 80円
③ ホールインワン・ アルバトロス費用 保険金 <small>被保険者本人型</small> ^(※2)	ホールインワンを達成し、そのお祝い費用が発生した。 例	30万円 FG1 230円 50万円 FG2 380円

(※1)個人賠償責任危険補償特約の被保険者の範囲は、1つの特約でご家族が補償されます。従って家族内で複数の方がご加入になる場合、重複してご加入にならないようご注意ください。被保険者の範囲の詳細は、P23をご参照ください。

(※2)補償の対象者は記名被保険者本人のみとなります。

(注1)個人型、家族型に併せてご加入の場合は、被保険者1名あたり、傷害入院保険金日額30,000円以内(15才未満の場合は15,000円以内)、傷害通院保険金日額10,000円以内でご加入ください。

(注2)保険料は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

(注3)上記は職種級別A(事務系会社員、販売員等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。家族型の場合、記名被保険者本人の職種級別とします。

個人型 [病気の補償]

病気 オプション 引受保険会社:三井住友海上(幹事)

20%
割引!!携行品損害は
36%
割引!!

基本補償 加入限度口数^(※1) PS1:3口 PS2:3口

[15才未満の方の加入限度口数は上記にかかわらず2口まで。]

	PS1	PS2
疾病入院保険金日額	例 肺炎になり3週間入院をした。 1日につき 5,000円	
疾病通院保険金日額	例 胃潰瘍の手術後退院し、その後2か月通院をした。 —	1日につき 2,500円
疾病手術保険金	例 急性胃腸炎がひどくなり手術をした。 入院中に受けた手術の場合: 疾病入院保険金日額の20倍 それ以外の手術の場合: 疾病入院保険金日額の5倍	
放射線治療保険金	例 病気で放射線治療を受けた。 疾病入院保険金日額の10倍	

(※1)複数口ご加入の場合の保険料は、トッパン保険サービスまでお問い合わせください。

オプション補償 PS1・PS2ご加入の方のみのオプションです。

※基本タイプにセットしてご加入いただけます。オプション単独でのご加入はできません。

	加入限度口数 1口	月払保険料
① 携行品損害保険金額	例 外出先で手荷物を盗まれ、 買い替えた。 30万円(免責金額3,000円)	K3 140円
② 個人賠償責任 保険金 ^(※2)	例 自転車に搭乗中、通行人にケガを させてしまい損害賠償請求を受けた。 3億円	SB 80円
ホールインワン・ アルバトロス費用 保険金	例 ホールインワンを達成し、 そのお祝い費用が発生した。 30万円	SG1 230円
③ ホールインワン・ アルバトロス費用 保険金 被保険者本人型		SG2 380円
④ 三大疾病診断 保険金 ^(※3)	例 医師によって三大疾病に罹患したこと が診断され治療を開始した。 150万円	SD P6上参照
⑤ ガン診断保険金 ^(※3)	例 医師によってガンに罹患したことが 診断され治療を開始した。 150万円	C P6上参照
⑥ 先進医療費用保険金	例 ケガ・病気の治療で国内で 先進医療を受け、費用を負担した。 1,000万円	SN 60円

(※2)個人賠償責任保険特約の被保険者の範囲は、1つの特約でご家族が補償されます。従って家族内で複数の方がご加入になる場合、重複してご加入にならないようご注意ください。被保険者の範囲の詳細は、P23をご参照ください。

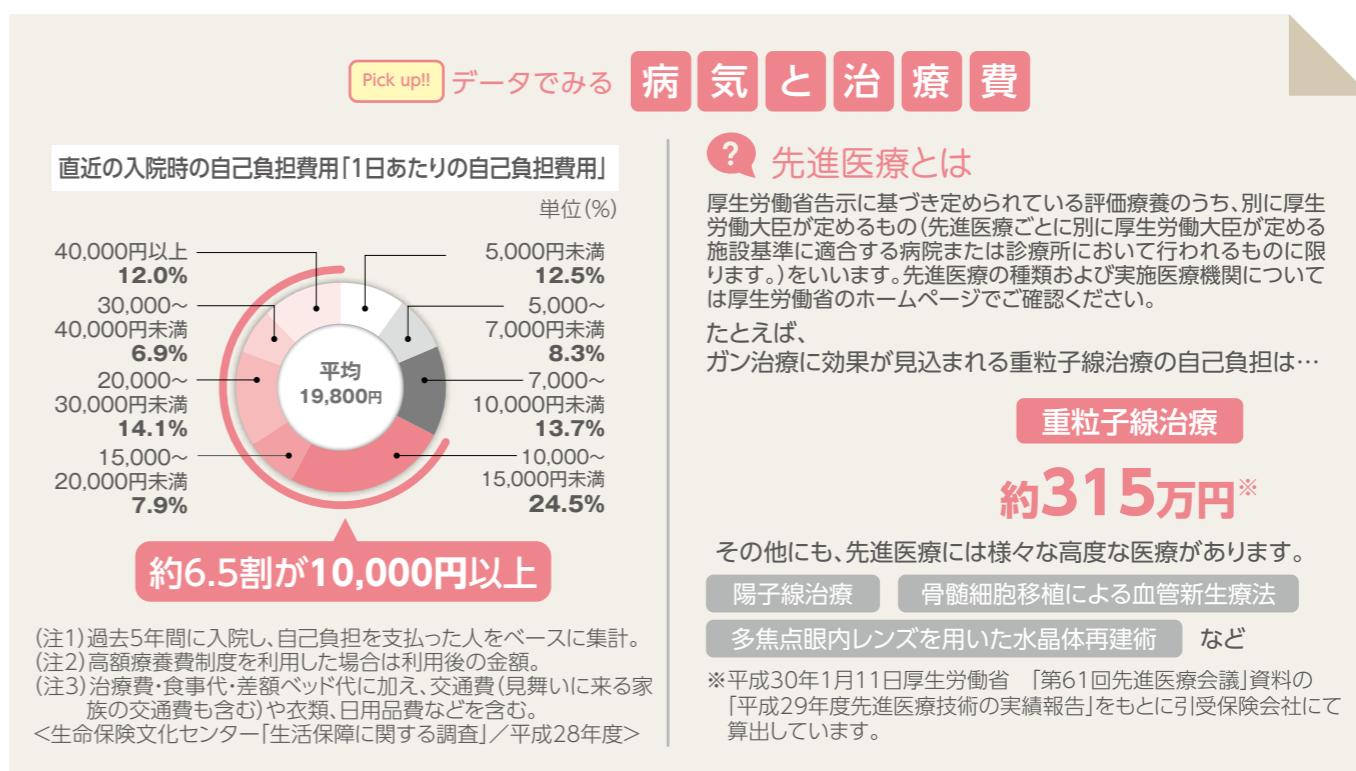
(※3)三大疾病診断とガン診断は同時セットができないのでご注意ください。

(注)保険料は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

1口あたりの月払保険料 [2018年11月1日時点の本人の満年令]

満年令	基本補償	
	PS1	PS2
1～4才	800円	830円
5～9才	320円	330円
10～14才	200円	210円
15～19才	250円	260円
20～24才	440円	450円
25～29才	640円	660円
30～34才	730円	760円
35～39才	720円	760円
40～44才	690円	740円
45～49才	890円	960円
50～54才	1,180円	1,280円
55～59才	1,690円	1,840円
60～64才	2,330円	2,540円
65～69才	3,440円	3,710円

満年令	オプション補償	
	三大疾病診断	ガン診断
SD	C	
1～19才	570円	290円
20～34才	720円	480円
35～39才	730円	490円
40～44才	920円	610円
45～49才	1,280円	860円
50～54才	2,250円	1,580円
55～59才	3,900円	2,870円
60～64才	6,240円	4,210円
65～69才	9,030円	5,650円



先進医療とは

厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

たとえば、
ガン治療に効果が見込まれる重粒子線治療の自己負担は…

重粒子線治療

約315万円*

その他にも、先進医療には様々な高度な医療があります。

陽子線治療 骨髄細胞移植による血管新生療法

多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術 など

*平成30年1月11日厚生労働省「第61回先進医療会議」資料の「平成29年度先進医療技術の実績報告」をもとに引受保険会社にて算出しています。

ライフステージ別補償プランの選び方

就職 20代			
選び方の ポイント		自分のケガだけでなく、 相手のケガや損害賠償にも備える!	
ケガの補償		ご本人:22才	
基本 タイプ		P1 730円	
オプション		+	
オプション ①		個人賠償責任PB 80円	
合計保険料		810 円/月	

結婚 30代			
選び方の ポイント		配偶者もご一緒に ケガ・病気まで幅広く備える!	
ケガの補償	基本 タイプ	ご本人:30才	奥さま:30才
オプション	オプション ①	P1 730円	P1 730円
病気の補償	基本 タイプ	 個人賠償責任PB※ 80円	
 ※ご本人が加入すれば ご家族も対象に!			
合計保険料	3,000 円/月		

<h1>子どもの成長 40~50代</h1>			<p>ご家族の 人数が4人以上 場合は家族型が お得です</p>
選び方の ポイント	責任の重い世代だからこそ、 しっかりとした補償が必要です！		
ケガの補償	ご本人:40才	奥さま:40才	お子さま:2人
基本 タイプ	F1(家族補償) 2,620円		
オプション	個人賠償責任FB 80円		
オプション ①	ホールインワン・ アルバトロスFG1 230円		ゴルフをされる方は この2つにお入りください
オプション ②			<small>※個人賠償責任は ご本人が加入すれば ご家族も対象に！</small>
病気の補償	PS1 690円	PS1 690円	
基本 タイプ	三大疾病SD 920円		
病気入院オプション	三大疾病SD 920円		
オプション ③			
オプション ⑤	先進医療SN 60円		
合計保険料		6,270円/月	

退職 60代～				終身補償へ 移行も 可能です
選び方の ポイント		補償内容の 見直しをしましょう!		
ケガの補償		ご本人:60才	奥さま:60才	
基本 タイプ		P1 730円	P1 730円	
オプション		 個人賠償責任PB※ 80円		
オプション ①		 ※ご本人が加入すれば ご家族も対象に!		
病気の補償		PS1 2,330円	PS1 2,330円	
基本 タイプ		 三大疾病SD 6,240円		
病気入院オプション		 三大疾病SD 6,240円		
オプション ③		 先進医療SN 60円		
オプション ⑤		 先進医療SN 60円		
合計保険料		18,800 円/月		

加入申込票 記入例

ケガの補償+病気の補償+オプション補償

ケガの補償+病気の補償+オプション補償

STEP 1

A 申込人の住所(カタカナ)・氏名(カタカナ)・職場名・所属コードをご記入いただき(あらかじめプリントされている場合は不要です。)内容をご確認の上 申込人ご自身でご署名ください。

B ニードルのねむねのまくわくがまく

STEP 2

●補償の対象となる方(被保険者)の氏名(カタカナ)・生年月日・年令・性別をご記入ください(あらかじめプリントされている場合は不要です。)。年令は2018年11月1日時点での満年令をご記入ください。申込書裏面の職種コード一覧をご参照の上職業名・職種名をカタカナでご記入いただき、職種コード・級別(ケガの補償のみ)もご記入ください。

C ●被保険者と団体との関係を上記「◆団体との関係」より選んでご記入ください。

●オプションK1・K2・K3・PB・SB・G1・G2・SG1・SG2・SD・C・SNタイプにご加入希望の方は該当の欄にタイプ名のみご記入ください。

●あらかじめプリントされている被保険者(補償の対象者)やご加入セットに変更がある場合は、二重線で消して、訂正署名(⇒訂正項目付近に被保険者ご自身(15才未満の場合は親権者)が署名)の上、正しい内容を追記願います。

●新たに病気の補償PS1・PS2・SD・C・SNタイプにご加入希望の場合、または継続時に保険金額を増額される方のみ、裏面の健康状況告知質問事項の質問をよくお読みの上、上記の質問事項回答欄に正確にお答えいただき、内容を確認の上、被保険者ご自身でご署名ください。

- 家族型タイプ(F1・F2・F3)にご加入希望の場合は、ご本人のみご記入ください。
- オプションFB・FG1・FG2タイプにご加入希望の方はタイプ名のみご記入ください。

STEP 3

F 他の保険契約、保険金請求歴につき、全被保険者分につきご確認いただき、回答が「あり」の場合、裏面に被保険者ごとに内容をご記入ください。

「天災補償特約付 精神障害補償特約付 団体長期障害所得補償保険」(長期所得サポート・プラン)

- ◆意向確認【ご加入前のご確認】団体長期障害所得補償保険は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。
- ◆病気やケガにより免責期間90日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。
- ※【契約概要】・【注意喚起情報】はP38～P39へ記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

団体割引
20%
予定

万が一ご自身が働けなくなつて収入が途絶えてしまった時のことをお考えになったことがありますか?
収入が激減しても、出費は待ってくれません!



家計を直撃!!
医療費、ローン、生活費等(重い負担)
支出
収入
収入が途絶える上に、医療費や介護費用等が重くのしかかります。

だ・か・ら 万が一に備えて「天災補償特約付 精神障害補償特約付 団体長期障害所得補償保険」(長期所得サポート・プラン)に加入して大きな安心を手に入れましょう!

「天災補償特約付 精神障害補償特約付 団体長期障害所得補償保険」(長期所得サポート・プラン)ってどんな保険ですか?

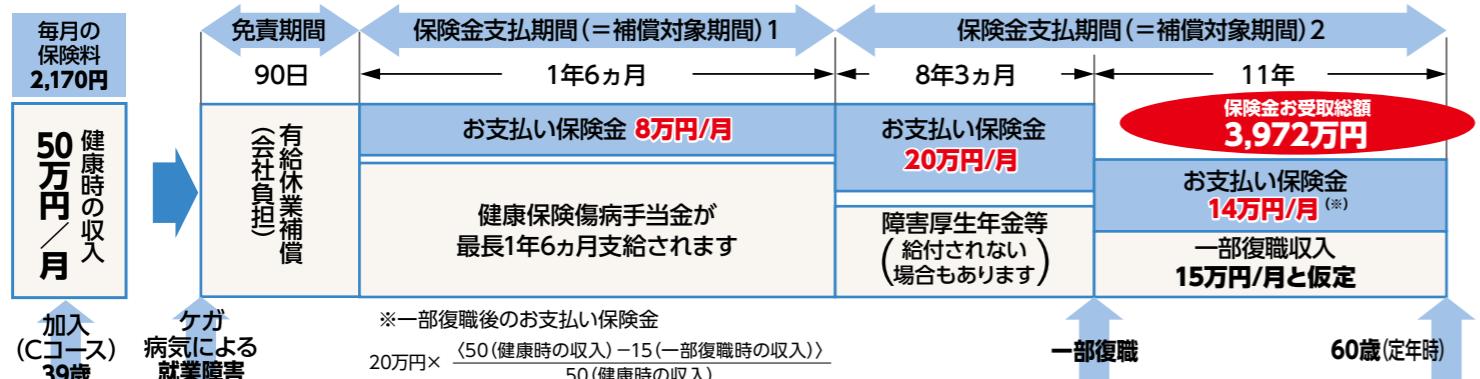
- その1 最長満60歳(定年時)まで病気やケガで働けない状態が続いた場合、保険金をお支払いいたします
会社を中途退職した場合も最長60歳まで支払われます。ただし55～59歳の方は3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヶ月が限度
- その2 病気・ケガによる入院はもちろん、医師の指示による自宅療養も
ケガだけでなく、病気による就業障害も補償いたします。さらに、入院だけでなく医師の指示による自宅療養やリハビリテーション期間中であっても補償の対象となります。
- その3 業務中・業務外、国内・国外を問いません
就業中はもちろん、スポーツ・旅行等の業務外のケガが原因で就業障害になった時でも、国内・国外を問わず補償いたします。
- その4 一部復職時もしっかりカバー
入院・医師の指示による自宅療養・リハビリを終えて職場復帰した時でも、所定の就業障害が続く限り、所得の喪失割合が20%を超える期間については、所得喪失割合に応じて保険金をお支払いいたします。
- その5 「精神障害補償特約」が付いています
いわゆる躁うつ病、強迫神経症などの所定の精神障害による就業障害もお支払いの対象となります。対象となる精神障害は36ページをご確認ください。
- その6 「天災補償特約」も付いています
地震、噴火またはこれらによる津波により被った身体障害による就業障害についても補償されます。

就業障害とは、下記の状態をいいます。

- 1.身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
(イ)その身体障害の治療のため、入院していること
(ロ) (イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
(ハ) (イ) (ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
- 2.免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

保険金のお支払例

例えば満39歳男性平均月間所得額50万円、当プランにCコース(保険金支払期間1(1年6ヶ月)8万円、保険金支払期間2(60歳)20万円)加入の方が交通事故に遭い、ケガで就業障害になり、保険金を受け取ることになりましたが、リハビリの結果10年後に復職し月15万円の収入が得られるようになった場合。



就業不能状態になった場合トップグループ福祉会加入事業所の従業員の方は別途同会規約に基づき上乗せ給付が行われることがあります

保険料等につきましては P10 をご参照ください。

加入コース・年齢別月額保険料

※年齢は平成30年11月1日現在の満年齢です。

コース	保険金月額	免責期間	満年齢	性別								
				保険金支払期間1	保険金支払期間2							
A	4万円	10万円	90日	男	790円	831円	873円	1,085円	1,537円	2,098円	2,286円	1,740円
				女	511円	664円	885円	1,308円	2,009円	2,669円	2,698円	1,822円
B	6万円	15万円		男	1,185円	1,246円	1,309円	1,628円	2,306円	3,147円	3,429円	2,610円
				女	766円	996円	1,328円	1,962円	3,014円	4,003円	4,047円	2,732円
C	8万円	20万円		男	1,579円	1,662円	1,746円	2,170円	3,074円	4,196円	4,572円	3,480円
				女	1,022円	1,328円	1,770円	2,616円	4,018円	5,338円	5,396円	3,643円
D	10万円	25万円		男	1,974円	2,077円	2,182円	2,713円	3,843円	5,245円	5,715円	4,350円
				女	1,277円	1,660円	2,213円	3,271円	5,023円	6,672円	6,744円	4,554円
E	12万円	30万円		男	2,369円	2,493円	2,618円	3,256円	4,611円	6,294円	6,858円	5,220円
				女	1,533円	1,992円	2,655円	3,925円	6,027円	8,007円	8,093円	5,465円
F	14万円	35万円		男	2,764円	2,908円	3,055円	3,798円	5,380円	7,342円	8,000円	6,090円
				女	1,788円	2,324円	3,098円	4,579円	7,032円	9,341円	9,442円	6,376円
G	16万円	40万円		男	3,159円	3,324円	3,491円	4,341円	6,148円	8,391円	9,143円	6,960円
				女	2,043円	2,656円	3,541円	5,233円	8,036円	10,676円	10,791円	7,287円
H	18万円	45万円		男	3,554円	3,739円	3,928円	4,883円	6,917円	9,440円	10,286円	7,830円
				女	2,299円	2,988円	3,983円	5,887円	9,041円	12,010円	12,140円	8,197円
I	20万円	50万円		男	3,948円	4,155円	4,364円	5,426円	7,685円	10,489円	11,429円	8,700円
				女	2,554円	3,321円	4,426円	6,541円	10,045円	13,345円	13,489円	9,108円

■保険金のお支払事由

保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間(90日)を超えて継続したとき、保険金をお支払いします。

■保険金支払期間(補償対象期間)と保険金について

保険金支払期間は1と2に分かれます。すなわち就業障害が91日目から1年6ヶ月(保険支払期間1)を超えると毎月支払われる保険金額が、2.5倍になるステップ・アップ払いの仕組みになっております。また復職しても所得の喪失割合が20%超の期間は所得喪失割合に応じて保険金が支払われます。

※()内はAコースに加入した場合の保険金です。

満54歳以下で就業障害になった場合	就業障害の原因	保険金支払期間1	保険金支払期間2
	所定の精神障害以外	1年6ヶ月(4万円)	満60歳まで(10万円)
所定の精神障害	1年6ヶ月(4万円)	6ヶ月(10万円)	

満55歳以上59歳以下で就業障害になった場合	就業障害の原因	保険金支払期間1	保険金支払期間2
	所定の精神障害以外	1年6ヶ月(4万円)	1年6ヶ月(10万円)
所定の精神障害	1年6ヶ月(4万円)	6ヶ月(10万円)	

■加入資格

満15歳以上満59歳以下(平成30年11月1日現在)の凸版印刷(株)およびその子会社・関連会社の従業員本人で、申込書記載の告知内容に該当する方

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

【過去3ヶ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヶ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。

(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

■保険期間 1年間(平成30年11月1日～平成31年10月31日)で、以後、毎年更新します。

■保険料

保険料は、毎月の給料から差し引きます。(初回平成31年1月給料から)

「団体所得補償保険」

・この保険は凸版印刷株式会社を保険契約者とし、凸版印刷株式会社およびグループ各社の役員および社員を加入者とする所得補償保険の団体契約です。
このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
・所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(凸版印刷株式会社)に交付されます。

保険期間(ご契約期間):平成30年11月1日午後4時より1年間

団体所得補償保険の特長

その1

病気やケガで8日以上働けない状態になったとき、就業不能中の所得をカバー

その2

24時間世界中どこにいても、補償の対象

国内・海外をとわず、また仕事中から日常生活中やレジャー中も補償の対象となります。

その3

加入手続きはとても簡単。医師による診査も不要

ご加入にあたっては、医師の診査は必要ありません。引受保険会社所定の告知書をご記入のうえ、ご提出ください。

その4

所得を補償する期間(てん補期間)は最長1年間です

就業不能になった場合、免責期間(7日間)※経過後最長1年間所得を補償します。

※免責期間(7日間)…就業不能期間の最初の7日間は、保険金の支払対象となりません。

その5

団体割引20%適用

団体割引20%を適用しているため、一般加入に比べ、保険料が割安です。

保険金月額と月々の保険料(ご希望の保険金月額をお選びください。)

- 新規でご加入になる方は、トップグループの役員・社員本人(満60才未満)に限られます。
- 月々の保険金月額はご自分の平均月収(ボーナスを含む)の50%以内で選択してください。

加入年令 (満年令)	保険金月額(加入口数)										
	5万円(1口)		10万円(2口)		15万円(3口)		20万円(4口)		30万円(6口)		40万円(8口)
事務職	現場職	事務職	現場職	事務職	現場職	事務職	現場職	事務職	現場職	事務職	現場職
15~19才	215円	245円	430円	490円	645円	735円	860円	980円	—	—	—
20~24才	310円	355円	620円	710円	930円	1,065円	1,240円	1,420円	—	—	—
25~29才	350円	400円	700円	800円	1,050円	1,200円	1,400円	1,600円	—	—	—
30~34才	430円	495円	860円	990円	1,290円	1,485円	1,720円	1,980円	2,580円	2,970円	—
35~39才	540円	620円	1,080円	1,240円	1,620円	1,860円	2,160円	2,480円	3,240円	3,720円	4,320円
40~44才	675円	775円	1,350円	1,550円	2,025円	2,325円	2,700円	3,100円	4,050円	4,650円	5,400円
45~49才	805円	925円	1,610円	1,850円	2,415円	2,775円	3,220円	3,700円	4,830円	5,550円	6,440円
50~54才	930円	1,070円	1,860円	2,140円	2,790円	3,210円	3,720円	4,280円	5,580円	6,420円	7,440円
55~59才	995円	1,145円	1,990円	2,290円	2,985円	3,435円	3,980円	4,580円	5,970円	6,870円	7,960円
60~64才	1,045円	1,205円	2,090円	2,410円	3,135円	3,615円	4,180円	4,820円	6,270円	7,230円	8,360円

※年令は保険始期日時点の満年令です。

※1口5万円の口数方式で、1口単位で設定できます。

※記載保険料は被保険者(本人)数が1,000名以上5,000名未満(団体

保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後

の保険料は、継続日現在の被保険者の年令および保険料率によって計算されます。

※記載保険料は被保険者(本人)数が1,000名以上5,000名未満(団体

(ご注意)保険金請求事務が多発した場合などについて、ご継続を中止さ

せていただくことがあります。

※保険料は被保険者(補償の対象となる方)の職種級別によって異なります。下記に記載されていないご職業について、また3級・4級に該当する方は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1級…会社事務員、教師など 2級…印刷作業者、製版作業者など 3級…営業用貨物自動車運転手、製本作業者(機械工)など 4級…セメント製造工など

※告知していただいた職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出の限り、ご継続時満64才まで保

※他の保険契約の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項と

して加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった

場合には、ご契約を解除することができますのでご注意ください。

※健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(職種・年令・他保

険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引

受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※所得補償保険には「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」「無事故戻しに

関する規定の不適用特約」がすべてのご契約に自動セットされます。

ご加入例と保険金支払例

(満34才の方(事務職)が口数6口(保険金月額30万円)タイプにご加入の場合)

病気になられて1/25より就業不能となり、(月々の保険料)

2,580円

7/16に職場復帰された場合

(お支払いする保険金) 月額補償30万円×(5か月+15日/30日)=165万円

保険期間

11/1 1/25 就業不能になる

会社を休んだ期間(入院・自宅療養)

就業開始(7/16~)

保険金お支払い対象期間
月額補償30万円

5か月と15日間

※治ゆまでの保険金を最長1年間お支払いします。また、1か月に満たない日数は1か月を30日として日割計算します。

(注)精神障害による就業不能はお支払いの対象外となります。

※その他の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」P30をご確認ください。

団体割引
20%

(※1)
大口団体割引
25%

割安な保険料で、大切なお車をお守りします。

トップグループ 自動車保険 団体扱

POINT 1 大口団体割引を活用して自動車保険料を節約しよう!!

■ トップグループ・大口団体割引(※1)は25%(※2)が適用されており、一般で加入するより割安です。
<保険料イメージ>

割引適用前保険料
100,000円 × 大口団体割引25% = 割引適用後保険料
75,000円

■ このトップグループ・大口団体割引(※1)25%を活用すると自動車保険料の節約になります。

- ・同居のご家族(または別居の扶養親族)が所有されているお車にも大口団体割引(※1)25%の適用が可能です。
- ・現在ご契約の他の保険会社、JA共済、全労済、全自共、全済団等(※3)から切り替える場合、等級(割増引)は引き継ぐことができます。

(※1)大口団体割引(25%)は、2018年3月1日から2019年2月28日の間に始期日があるご契約に適用されます。なお大口団体割引は、団体全体の保険加入実績に応じて毎年3月1日に見直されます。

(※2)大口団体割引が適用されない団体扱いと比べた割引率です。

(※3)一部等級が継承できない場合があります。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



POINT 2 加入条件 (ご退職後も引き続き「OB団体」でご継続できます)

ご契約いただける方(保険契約者)は…

保険の対象となる方(被保険者等)は…



役職員



契約者ご本人
または配偶者



①の方の
同居のご親族



①の方の
別居の扶養親族

- ・在籍出向されている方も「役職員」に含みます。
- ・引き続き雇用される期間が1年未満の方(アルバイト、臨時雇用の方など)はご契約いただけません。

※被保険者等とは、「記名被保険者」および「ご契約のお車の所有者」を指します。

「記名被保険者」と「ご契約のお車の所有者」が上記の範囲内の方であれば、それ異なっていても構いません。

団体扱自動車保険をご契約いただくには、保険契約者・記名被保険者・ご契約のお車の所有者が以下の方であることが条件となります。

保険契約者:凸版印刷株式会社およびそのグループ会社に勤務され、毎月給与の支払いを受けている方(凸版印刷株式会社が保険加入を認めている退職者を含みます。)

記名被保険者:保険契約者ご本人、保険契約者の配偶者、「保険契約者またはその配偶者」の同居のご親族、「保険契約者またはその配偶者」の別居の扶養親族のうちいずれかの方

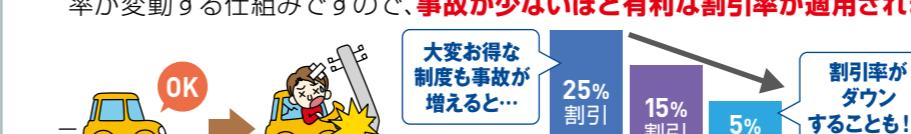
ご契約のお車の所有者:保険契約者ご本人、保険契約者の配偶者またはその配偶者」の別居の扶養親族のうちいずれかの方

※保険期間の中途で、保険契約者・記名被保険者・ご契約のお車の所有者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合には、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

※このパンフレットは保険の特徴を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

POINT 3 大口団体割引のしくみとは?

■ トップグループ団体扱自動車保険全体の台数、事故(保険金お支払い実績=発生保険金/全体保険料)に応じて割引率が変動する仕組みですので、事故が少ないほど有利な割引率が適用されます。



大切な家財をお守りします。

トッパングループ 火災保険

GK すまいの保険(家庭用火災保険)

<6つの補償プラン>

POINT 1 GK すまいの保険・6つの補償プランの特長

■オールリスク型の充実した補償で安心。家財の保険、お忘れではありませんか?普段何気なく購入している家財、見直してみると大きな財産であることに気づきます。

■火災をはじめとする様々な災害の備えと、幅広い補償で安心です。地震保険も同時に加入されることをおすすめします。(火災保険では地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害は補償されません。)

■暮らしのQQ隊(無料サービス・24時間365日受付)がセットされます。
・水まわりQQサービス
・カギあけQQサービス



POINT 2 保険金をお支払いする主な場合(6つの補償プラン)

家財の主な事故(基本補償)



火災、落雷、破裂・爆発
(例)落雷により家電製品がこわれた。



風災、雹災、雪災
(例)台風や雹で窓ガラスが割れ家財が損害を受けた。



水ぬれ
(例)マンション上階からの水漏れで家財が水びたしになった。



日常生活賠償特約
(例)洗濯機の水をあふれさせ、階下の家に水もれを起こして、階下の家財に損害を与えた。



盗難
(例)泥棒により現金や家財が盗難にあった。



水災
(例)大雨による土砂崩れで床上浸水し、家財が損害を受けた。



破損、汚損等
(例)液晶テレビをテレビ台から誤って落としてこわしてしまった。



類焼損害・見舞費用特約
(例)自宅より出火、近隣に延焼させてしまった。

賠償の事故(オプションの特約)

POINT 3 保険金額と保険料(例)

(注)
大口団体割引
5%

月払保険料(保険期間1年・団体扱12回払、家財免責金額1万円)

プラン名	6つの補償		6つの補償+日常生活賠償特約	
	耐火構造 例:コンクリート造の建物	非耐火構造 例:木造の建物	耐火構造 例:コンクリート造の建物	非耐火構造 例:木造の建物
プラン1	100万円	260円	530円	370円
プラン2	200万円	360円	750円	470円
プラン3	300万円	450円	930円	560円
				1,040円

(注)大口団体割引は、2018年8月1日から2019年7月31日の間に保険始期日がある三井住友海上火災保険(株)・GK すまいの保険(家庭用火災保険)のご契約に適用されます(ただし地震保険には適用されません。)。大口団体割引は、団体全体の引受保険会社契約件数に応じて毎年8月1日に見直されます。上記保険料は保険始期日が2018年10月1日以降の場合の保険料です。それ以前の保険始期日の場合は取扱代理店へご照会ください。

※類焼損害・見舞費用特約をセットした場合等、その他のプランをご希望の場合は取扱代理店にご照会ください。

(2018年7月時点)

POINT 4 お手続方法

お電話もしくはメールにてご連絡ください。お見積りおよび資料を送付させていただきます。

もしくは

(携帯電話から簡単メール送信法)QRコード読み取りからタイトルにお名前を入れてメール送信、折り返しご連絡をさし上げます。

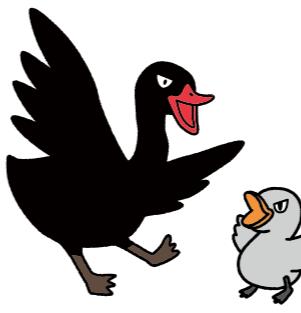
お問い合わせ先
トッパン保険サービス
TEL : 03-3835-6741
FAX : 03-3834-3289
E-mail : hoken.service@toppan.co.jp



※このパンフレットはGK すまいの保険(家庭用火災保険)の概要を説明したものです。詳細は商品パンフレットまたはご契約のしおり(約款)等をご確認ください。

アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成29年版「インシデント生命保険統計号」

No.1



●契約年齢●
0歳~
満85歳
まで



**生きるための
がん保険**
Days 1

新登場

現在のがん治療に合わせて幅広くサポート

■ベースプラン 入院給付金日額5,000円の場合 保険期間:終身
(抗がん剤・ホルモン剤治療特約) (がん先進医療特約)は10年更新

診断 一時金として がん 25万円 上皮内 新生物 2.5万円
それぞれ1回限り

特定診断 一時金として 1回限り がん 25万円
*1

入院 日数無制限 1日につき 5,000円

通院 所定の治療(*2)のための 通院は日数無制限 1日につき 5,000円
所定の通院期間中(365日以内)の 通院は日数無制限

手術 一連の手術については14回に1回 回数無制限 1回につき 10万円

三大治療 放射線治療 60日に1回 回数無制限 1回につき 10万円

抗がん剤 ホルモン剤 治療を受けた月ごと 入院しなくとも 5万円 乳がん・前立腺がんの ホルモン剤治療のとき 2.5万円
(給付倍率2倍) (給付倍率1倍)

先進医療 1回につき 先進医療にかかる金額 技術料のうち自己負担額と同額 1回につき 15万円
給付 先進医療にかかる金額 技術料のうち自己負担額と同額

複数回診断 それぞれ1回につき がん 50万円 上皮内 新生物 5万円
終身

▼上皮内新生物は保障の対象外
*1 入院や通院が所定の条件に該当したとき *2 所定の治療とは、手術、放射線治療、抗がん剤・ホルモン剤治療(経口投与を除く)を指します。

月払保険料 ベースプラン 入院給付金日額5,000円 解約払戻金なしタイプ
個別取扱 保険料払込期間:終身(抗がん剤・ホルモン剤治療特約) (がん先進医療特約)は10年更新 特定保険料払込免除特約なし 定額タイプ

契約日の満年齢 20歳 30歳 40歳 50歳
男性 1,890円 2,345円 3,130円 4,700円

女性 2,055円 2,360円 2,840円 4,140円

2018年4月2日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態になったら
2年に1回を限度に 一時金をお支払いします
以後の保険料が不要になります



●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●特約のみのご契約や(入院一時金特約) (三大疾病一時金特約) (三大疾病保険料払込免除特約) (特定保険料払込免除特約)の中途付加はできません。

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

株式会社トッパン保険サービス

〒110-0016 東京都台東区台東1丁目5番1号
TEL : 03-3835-6741 FAX : 03-3834-3289

引受保険会社
「生きる」を創る。

アフラック
Aflac

東京第二法人営業部
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
TEL : 03-3344-1473 FAX : 03-3344-1465

医療保険ランキング 5年連続 第1位

別冊宝島2616「よい保険・悪い保険～賢い加入者になる！」
(株式会社宝島社発行)

保障内容例 60日型 【基本の保障:主契約+先進医療特約】

基本の保障

オプション

日帰り
入院から
保障

**病気・ケガ
入院**
<疾病入院給付金>
<災害入院給付金>

ポイント!
約款所定の七大生活習慣病で入院したときは、
1入院の支払限度日数が拡大！

**病気・ケガによる入院
1入院60日**

**七大生活習慣病(三大疾病以外)による入院
プラス60日 → 120日まで保障!**

**病気・ケガによる入院
支払日数無制限!!**

※詳しくは、下の青枠をご参照ください。
通算1,000日まで保障(三大疾病は無制限)

日額5,000円コース

1日につき
5,000円

ご契約いただく保険の内容(「傷害+病気保険」)

※印を付した用語については、P20、21の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	
傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ [*] ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等 [*] の無資格運転、酒気帯び運転 [*] または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 [*] によるものである場合には、保険金をお支払いします。)	
傷害後遺障害 保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [*] が生じた場合	後遺障害 [*] の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。 (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [*] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて180日における医師 [*] の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。また、保険期間を通してお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 [*] のないもの ●入浴中の溺水 [*] (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん) [*] によって生じた肺炎 ●別記(P21)の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具 [*] を用いて競技等 [*] をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。	
傷害保険金	傷害入院 保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ [*] のため、入院 [*] された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	[傷害入院保険金額] × [傷害入院の日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院 [*] に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてお支払いしません。	
傷害手術 保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ [*] の治療 [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術 [*] を受けられた場合	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ①入院 [*] 中に受けた手術 [*] の場合…[傷害入院保険金額] × 10 ②①以外の手術の場合…[傷害入院保険金額] × 5 (注)事故に基づくケガ [*] について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	●P21に記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。	
傷害通院 保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ [*] のため、通院 [*] された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。)	[傷害通院保険金額] × [傷害通院の日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院 [*] に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてお支払いしません。	●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 [*] のないもの ●入浴中の溺水 [*] (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん) [*] によって生じた肺炎 ●別記(P21)の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具 [*] を用いて競技等 [*] をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。	
疾病保険金	疾病入院 保険金 ★疾病補償 特約 ☆特定精神障害補償特約セット P20(☆)参照	保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] のため、保険期間に入院 [*] された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入して最初のご契約の保険期間の開始後とします。	[疾病入院保険金額] × [疾病入院の日数]をお支払いします。 (注1)疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間 [*] (1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院 [*] について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [*] (180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 [*] を発病 [*] された場合は、疾病入院保険金を重ねてお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 [*] ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 ●精神障害 ^(*) およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^(*) ●妊娠または出産(「療養の給付」等 ^(*) の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 [*] のないもの ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気 ^(*) (加入者証等に記載されます。) など (注)保険期間の開始時 ^(*) より前に発病 [*] した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 [*] を開始された日 ^(*) からご加入の継続する期間を越及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99(次ページにつづく)
疾病手術 保険金 ★疾病補償 特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット P20(☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [*] の治療 [*] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [*] (1,095日)中に手術 [*] を受けられたとき。 ②保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入して最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術 [*] について、次の算式によって算出した額をお支払いします。 ①入院 [*] 中に受けた手術の場合…[疾病入院保険金額] × 20 ②①以外の手術の場合…[疾病入院保険金額] × 5 (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療 [*] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 [*] のないもの ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気 ^(*) (加入者証等に記載されます。) など (注)保険期間の開始時 ^(*) より前に発病 [*] した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 [*] を開始された日 ^(*) からご加入の継続する期間を越及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99(次ページにつづく)	

※重度三疾病一時金特約・がん通院特約のがんにかかる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。

この商品における約款所定の
七大生活習慣病と支払限度日数

支払日数が無制限となる疾病(三大疾病)
支払限度日数が60日拡大する疾病

支払限度日数が60日拡大する疾病

「特定疾病保険料払込免除特則」適用の場合
・悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中により約款所定の状態に該当したとき、以後の保険料の払込みが免除されます!

※特定疾病保険料払込免除特則の悪性新生物(がん)にかかる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目(悪性新生物責任開始日)より開始します。

月払保険料表 60日型 日額5,000円コース

[団体扱・特定疾病保険料払込免除特則適用なし・終身払]

男性		女性	
基本の保障 入院給付金日額 5,000円	オプション 重度三疾病一時金特約 50万円	基本の保障 入院給付金日額 5,000円	オプション 重度三疾病一時金特約 50万円
契約年齢 (歳)	25	契約年齢 (歳)	25
先進医療特約付加	+ がん通院特約 5,000円	先進医療特約付加	+ がん通院特約 5,000円
1,360円	905円	1,570円	870円
1,550円	1,120円	1,680円	1,050円
2,150円	1,780円	1,990円	1,505円
3,115円	2,905円	2,725円	2,020円
4,595円	4,530円	3,940円	2,590円

※ご契約の際には「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり抜粋」または「ご契約のしおり/約款」を必ずご確認ください。

※既往症(過去の病気)、健康状態、職業などによって、引受けを制限させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

募集代理店 株式会社トッパン保険サービス

〒110-0016 東京都台東区台東1-5-1
TEL:03-3835-6741 FAX:03-3834-3289

引受保険会社 オリックス生命保険株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂2-3-5 赤坂スクエアビル
TEL:03-6862-6300

ORIX2018-B-137

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	
放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P20(☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [*] の治療 [*] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [*] (1,095日)中に放射線治療 [*] を受けられたとき。 ②保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療 [*] について、[疾病入院保険金日額]×10をお支払いします。 (注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	(前ページより) に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。)のセット後の内容となります) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存など (*)これにより生じた保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることができます。 (*)公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*)その病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。	保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①本人の居住の用に供される住宅 ^(*) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (*)敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者 [*] 、同居の親族および別居の未婚 [*] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	個人賠償責任保険金 ★個人賠償責任危険補償特約	保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①本人の居住の用に供される住宅 ^(*) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (*)敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者 [*] 、同居の親族および別居の未婚 [*] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用 ^(*) 等をお支払いします。 (*)引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1)法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族 [*] に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等 [*] の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
疾病保険金 疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P20(☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気 [*] の治療 [*] のため、通院 [*] された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)	[疾病通院保険金日額]×[疾病通院の日数]をお支払いします。 (注1)疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から算して疾病通院保険金の支払対象期間 [*] (180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間 [*] (1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間 [*] が満了した日の翌日から算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院 [*] について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [*] (30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中に通院 [*] された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3)疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 [*] を発病 [*] した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4)疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	(*)この病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。 (*)その病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。	オプション	日本国内のゴルフ場 [*] において被保険者が達成した次のホールインワン [*] またはアルバトロス [*] について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃 [*] したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 [*] イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ [*] 等。具体的には次の方をいいます。) 同伴キャディ [*] 、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に出入りする造園業者・工事業者など	日本国外で達成したホールインワン [*] またはアルバトロス [*] ●ゴルフ場 [*] の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人 ^(*) が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。		
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品 ^(*) に損害が生じた場合 (*)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、別記(P21)の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。	被害物の損害額から免責金額 [*] (1回の事故につき3,000円)を差し引いた額をお支払いします。 (注1)損害額は、再調達価額 [*] によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害額を定め、価値の下落(格格損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超過するときは、再調達価額を損害額とします。 (注2)損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・宿泊券・観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることができます。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族 [*] の故意による損害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●自動車等 [*] の無資格運転、酒気帯び運転 [*] または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外來の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に生じた損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記(P21)の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害など	ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	(注)原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワン [*] またはアルバトロス [*] ごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることができます。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (a)同伴競技者 (b)同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) (c)ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	●日本国外で達成したホールインワン [*] またはアルバトロス [*] ●ゴルフ場 [*] の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人 ^(*) が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。		

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ガン診断保険金 ★ガン診断保険 金補償特約 ☆診断保険金支 払後契約の取 扱いに関する特 約(ガン診 断保険金補償 特約用)セット ☆保険金の請求に 関する特約セット	医師 [*] によって、病理組織学的所見(生検)により特約記載のガン(悪性新生物) [*] に罹患したことが診断され、治療 [*] を開始された場合(保険期間中にガンと診断された場合に限ります)。 (注)病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。	ガン診断保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険期間中1回に限ります。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●ガン診断時が、この保険契約の始期日 ^(*) からその日を含めて90日が経過した日の翌日の午前0時より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたガンの再発・転移によるガン(既に保険金をお支払いしたガンと同じ部位に再発したガンを含みます)。 など (*)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
先進医療費用 保険金 ★先進医療費用 保険金補償特 約 ☆特定精神障害 補償特約セット	ケガ [*] または病気 [*] の治療 [*] のため、保険期間中に日本国内において先進医療 ^(*) を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気 ^(*) を発病 [*] した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気 ^(*) を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払します。 (*)「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般的な保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (*)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用(基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費 [*] を除きます)。 イ. 先進医療を受けるための保険医療機関との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます)。 ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) ケガの治療のため先進医療を受けた場合は、次のとおりです。 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ [*] ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等 [*] の無資格運転、酒気帯び運転 [*] または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気 [*] または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 [*] によるものである場合には、保険金をお支払いします)。 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります)。 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 [*] のないもの ●入浴中の溺水 [*] (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします)。 ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん) [*] によって生じた肺炎 ●別記(P21)の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記(P21)の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具 [*] を用いて競技等 [*] をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●ガン診断時が、この保険契約の始期日 ^(*) からその日を含めて90日が経過した日の翌日の午前0時より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたガンの再発・転移によるガン(既に保険金をお支払いしたガンと同じ部位に再発したガンを含みます)。 など (*)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
三大疾病診断 保険金 ★三大疾 病診 断保 険金 補 償特 約 ☆診 断保 険金 支 払 後 契 約 の 取 扱 い に 關 す る 特 約 (三 大 疾 病 診 断 保 険 金 補 償 特 約 用) セ ト ☆保 険 金 の 請 求 に 關 す る 特 約 セ ト	医師 [*] によって、特約記載の三大疾病(ガン(悪性新生物) [*] 、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます)に罹患、発病 [*] したことが診断され、治療 [*] を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中に三大疾病と診断された場合に限ります)。	三大疾病診断保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険期間中1回に限ります。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●ガン診断時が、この保険契約の始期日 ^(*) からその日を含めて90日が経過した日の翌日の午前0時より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたガンの再発・転移によるガン(既に保険金をお支払いしたガンと同じ部位に再発したガンを含みます)。 など (*)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。

特約の説明	特約の説明
セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に 関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約 (F1、F2、F3、P1、P2、P3セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ [*] のときも、傷害保険金をお支払いします。
保険金の請求に関する特約 (自動セット)	被保険者が医師 [*] から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 (注)被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。
家族型への変更に関する特約 (F1、F2、F3セット)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者(補償の対象者)の範囲」に記載のとおり変更します。

(☆) 病害保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、放射線治療保険金、疾病通院保険金)
【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
病気^{*}を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(*)の原因となった病気^(*)を発病^{*}した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
②この保険契約のお支払条件で算出した金額
ただし、病気^(*)を発病した時が、その病気による入院^(*)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
(*)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
(**)疾病入院^(*)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気^{*}を含みます。

※印の用語のご説明

●「アルバトロス」とは、ホールインワン^{*}以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
●「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気^{*}をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
●「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
●「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気^{*}(これと医学上因果関係がある病気^{*}を含みます)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
●「ガン(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。
●「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポート、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
●「競技等」とは、競技、競争、興行^{*}または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*いざれもそのための練習を含みます)。
●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外因の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾患要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^{*}を含み、次のいざれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒
②ウイルス性食中毒
(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいざれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれより指先側は含まれません)。ただし、長管骨を含めギブス等の固定具を装着した場合に限ります。
・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。
●「後遺障害」とは、治療^{*}の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^{*}のないものを除きます。
●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
●「ゴルフ場」とは、ホールインワン、アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
●「再調達額」とは、損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するに必要な額をいいます。
●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
●「支払限度日数」とは、支払対象期間^{*}内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	・疾病入院保険金・疾病通院保険金
-------------	------------------

●「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院^{*}が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	・疾病入院保険金・疾病通院保険金
-------------	------------------

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。

●「手術」とは、次のいざれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^{*}。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療^{*}に該当する診療行為^{*}
(*)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
(*)②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

●「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート(水上オートバイを含みます)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者^{*}および3親等内の姻族をいいます。
●「先進医療」とは、手術^{*}または放射線治療^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般的な保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療^{*}を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン^{*}またはアルバトロス^{*}を達成したゴルフ場^{*}に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン^{*}またはアルバトロス^{*}を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師^{*}の診断^(*)による発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。
- (注)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ^{*}以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療^{*}に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
- (注)①の診療行為は、放射線の照射を行うものについては、その総量が50グレイ以上となる場合に限ります。また、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」

補償対象外となる運動等

山岳登はん^(*)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(*)操縦^(*)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(*)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動

(*)1 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。

(*)2 グライダーおよび飛行船を除きます。

(*)3 職務として操縦する場合を除きます。

(*)4 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

補償対象外となる職業

オートスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーター舟(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、有価証券(小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿 など

! トッパングループQQ隊(「傷害+病気保険」) ご加入にあたってのご注意事項 (必ずお読みください)

- この保険は凸版印刷株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。三井住友海上(幹事会社)、東京海上日動火災、あいおいニッセイ同和損保、損保ジャパン日本興亜 (なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいご案内します)
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- お申込となる方は凸版印刷株式会社およびそのグループ会社に勤務し毎月給与の支払いを受けている役員・従業員・パート・アルバイトおよび退職者に限ります。
- この制度で個人型の被保険者(補償の対象者)となる方の範囲は、凸版印刷株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・パート・アルバイト・退職者およびその家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。
- この制度で家族型の記名被保険者(補償の対象者)本人となる方の範囲は、凸版印刷株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・パート・アルバイト・退職者およびその配偶者、子供、両親、兄弟姉妹です。
- 自動継続の取扱いについて**
前年からご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたタイプ・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(ご年令の進

行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

●**中途加入時の取扱いについて**
毎月20日までにお申込みの場合、翌月1日前0時より補償開始となります。終期はいずれの場合も2019年11月1日午後4時です。

●**保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡** 保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

●**保険金支払いの履行期**
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(*)をご提出いただいからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(*)を終えて保険金をお支払いします。^(*)

(*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書・損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただようお願いします。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

●<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、個人賠償責任危険補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被保険者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

○示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任危険補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●<代理請求人について>

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

- ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
- ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約・保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約・保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

●傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。(法定相続人以外の方に定める場合には別途取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。)

●傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めています。

●<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっており、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【傷害保険】

保険金・解約返り金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【疾病保険・ガン診断保険金・三大疾病診断保険金】

保険金・解約返り金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の保険金】

保険金・解約返り金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。

●お客様のご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●<税法上の取扱い> (2018年7月現在)

お支払いいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に「ケガのみ」のタイプの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

●個人賠償責任、ホールインワン・アルバトロス費用、携行品損害、先進医療費用をセッティングされる場合は、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセッティングされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することができます。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内例

自動車購入・車検の斡旋
上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(標準型) 団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

団体総合生活補償保険(標準型)

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

●被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲(○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)
本人型	○ ー ー
家族型 ^{(*)1}	○ ○ ○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
個人賠償責任危険 補償特約	(a)本人 ^{(*)2} (b)本人 ^{(*)2} の配偶者 (c)同居の親族(本人 ^{(*)2} またはその配偶者と同居の、本人 ^{(*)2} またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 ^{(*)2} またはその配偶者と別居の、本人 ^{(*)2} またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^{(*)3} 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(*)1 家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。

(*)2 加入申込票の被保険者欄記載の方(家族型の場合においては被保険者ご本人)をいいます。

(*)3 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族

・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
(*)4 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

この保険は、被保険者(補償の対象者)が病気になられた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲(○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)
本人型	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約 ガン診断保険金補償特約 三大疾病診断保険金補償特約	本人 ^{(*)1} のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満1才以上69才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
先進医療費用保険金 補償特約	本人 ^{(*)1} のうち、健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
個人賠償責任危険 補償特約	(a)本人 ^{(*)1} (b)本人 ^{(*)1} の配偶者 (c)同居の親族(本人 ^{(*)1} またはその配偶者と同居の、本人 ^{(*)1} またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)

個人賠償責任危険 補償特約	(d)別居の未婚の子(本人 ^{(*)1} またはその配偶者と別居の、本人 ^{(*)1} またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^{(*)2} 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ホールインワン・アルバロス費用 補償特約(団体総合生活補償保険用)	本人 ^{(*)1}

(*)1 加入申込票の被保険者欄記載の方をいいます。

(*)2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットP16-21のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
パンフレットP16-21をご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
パンフレットP16-21をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されています。

(3)セットできる主な特約および概要

パンフレットP16-21をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

- ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。(団体総合生活補償保険(標準型)のみ)

- ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。
お客様が実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットP3-6の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容・被保険者(補償の対象者)の方の年令等によって決定されます。お客様が実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

パンフレット表紙をご参照ください。
分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4 満期返り金・契約者配当金

この保険には満期返り金・契約者配当金はありません。

5 解約返り金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返り金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。注意喚起情報のご説明の「7.解約と解約返り金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(標準型) 団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は凸版印刷株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務・通知義務等

(1)ご加入における注意事項 (告知義務-加入申込票の記入上の注意事項)

被保険者(補償の対象者)には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります)。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なる場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。

団体総合生活補償保険(標準型)のご加入では次の事項について十分ご注意ください。

- ①被保険者^(*)の「職業・職務」
(*)家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。

- ②他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険・普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)のご加入では次の事項について十分ご注意ください。

- ①他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険・普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

- ②被保険者の「生年月日」「年令」

- ③被保険者の健康状況告知

(注) 告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2)ご加入における注意事項(通知義務等)

団体総合生活補償保険(標準型)にご加入後、被保険者に次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払いすることができますので、十分ご注意ください。

- ①職業・職務を変更した場合

- ②新たに職業に就いた場合

- ③職業をやめた場合

また、①または②のいずれかにおいて、下記の「ご契約の引受範囲外」に該当した場合は、ご契約を解約いたしかば、引受保険会社からご契約を解除します。

下記以外の職業
プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(3)その他の注意事項

同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険・普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡 保険金
上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれ

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
① 団体総合生活補償保険(標準型)(MS&AD型) 個人賠償責任危険補償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
② 団体総合生活補償保険(標準型)(MS&AD型) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	ゴルファー保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

3 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットP16-21をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が生じ、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときに、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6 失効について

ご加入後に、被保険者(家族型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返りい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返りい金を返還させていただきます。ただし、解約返りい金は原則として未経過期間分よりも少くなります。

始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットP22をご参照ください。

9 個人情報の取扱いについて

パンフレットP22をご参照ください。

10 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

現在のご契約について解約・減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申

込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

- (1) 現在のご契約について解約・減額などをされる場合の不利益事項
 - ①多くの場合、現在のご契約の解約返りい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返りい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。
- (2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項
 - ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けする場合があります。
 - ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に生じている病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
 - ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されることとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
 - ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】

株式会社トッパン保険サービス TEL:03-3835-6741

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客様デスク」 【受付時間】

0120-632-277(無料) 平日 9:00～20:00

(年末・年始は休業させていただきます。)

万一、ケガをされたり、病気になられたり、事故が起きた場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故はいち早く

0120-258-189(無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター 0570-022-808

[ナビダイヤル(有料)]受付時間:平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(http://www.sonpo.or.jp/)

[引受保険会社(幹事会社)]

三井住友海上火災保険株式会社 総合営業第4部第4課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL:03-3259-3155 FAX:03-3291-6301

重要事項のご説明 業約概要のご説明(所得補償保険)

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

この書面における主な用語について説明します。

就業不能	身体障害を被り、医師の治療を受けていること(入院を含みます)により保険証券に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。なお、死亡した後、または身体障害が治癒した後は就業不能状態に含みません。
身体障害	傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。
平均月間所得額	被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少した場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
平均所得額	お申込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

1 商品の仕組み

- (1)商品の仕組み

所得補償保険は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業不能となった場合に、被保険者が被った損失について保険金をお支払いする保険です。
- (2)被保険者の範囲
 - ①所得補償保険は会社員や自営業者の方など、働いて収入(所得)を得ている方が被保険者となります。ここでいう所得とは、勤労により得られるものをいい、利息收入や家賃収入等は含まれません。
 - ②被保険者としてご加入できる方は、始期日時点における年令が満15才から満64才までの方となります。

2 基本となる補償、保険金額の設定等

(1) 保険金をお支払いする場合

主なものを記載しています。また、セットする特約により、「保険金をお支払いする場合」や「お支払いする保険金の額」が異なることがありますのでご注意ください。なお、所得補償保険は被保険者の方にお支払いします。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額
所得補償保険金	身体障害により、保険期間中に就業不能となった場合に、保険証券のてん補期間(注1)を限度とし、就業不能期間(注2)1か月について保険証券記載の保険金額をお支払いします。 *1 平均月間所得額が保険金額より小さい場合は、平均月間所得額を就業不能期間1か月についての支払保険金の額とします。 *2 就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の日数がある場合、その日数については1か月を30日とした日割計算により支払保険金の額を決定します。

(注1) 保険金をお支払いする限度日数で免責期間の終了日の翌日からその日を含めて保険証券に記載された期間をいいます。なお、免責期間とは就業不能が開始した日からその日を含めて、継続して就業不能である保険証券に記載された日数をいい、この期間に対しては保険金をお支払いできません。

(注2) てん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。※既に存在していた身体の障害または病気の影響などにより身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する額をお支払いします。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

- ①保険期間開始時(注)より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合は、保険金をお支払いできません。
- ※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知をして契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間開始時(注)よりも前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間開始時(注)からその日を含めて365日を経過した後に就業不能の原因となった身体障害を被った場合には、保険金をお支払いできます。
- (注) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

②次のいずれかによる就業不能に対しては保険金をお支払いできません。

- ・治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用による身体障害
- ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産による身体障害
- ・被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ
- ・法に定められた運転資格を持たない自動車または原動機付自転車を運転している間
- ・道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
- ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注)など
- (注) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であってもレントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- ③被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。
- ④特定疾病等補償対象外の条件で引受保険会社がご契約を引き受けた場合(「特定疾病等対象外特約」がセットされた場合)、保険証券等に記載されたケガまたは病気による就業不能に対しては保険金をお支払いできません。

(3) セットできる主な特約とその概要

セットできる特約を記載しています(別に定める保険料の払込みが必要な場合があります)。詳細および記載のない特約についてはパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

特約の名称

骨髄採取手術に伴う入院補償保険(注)	骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、保険証券に記載された業務に全く従事できない場合についても所得補償保険をお支払いする特約です。 ※初年度契約については1年の待機期間があります。
	(注) すべてのご契約に自動セットされます。

(4) 保険期間

お客様の保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(5) 保険金額の設定

- ①年

重要事項のご説明 注意喚起情報のご説明(所得補償保険)

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。
- 申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

この書面における主な用語は「契約概要のご説明」に記載していますのでご確認ください。

1 告知義務(ご加入時にお申し出いただく事項)

- (1)申込人または被保険者になる方には、ご加入時に危険に関する重要な事項として、引受保険会社が告知を求める項目(加入申込票上の「※」印の項目(告知事項))について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。
- (2)故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります(注)ので、今一度、告知内容をご確認ください。
- (注)下記③に該当した場合は、ご契約を解除することがあります。

告知事項	①被保険者の生年月日、年令、職業・職務 ^(注1) ②健康状態告知 ^(注2) ^(注3) ③同じ被保険者について身体障害による就業不能に対して保険金が支払われる他の保険契約等 ^(注4) の有無
------	--

(注1)職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。

[職種級別表(抜粋)]

基本級別	職業例
1級	会社役員・管理職(作業危険のない方)、一般事務員、医師、飲食店主、卸・小売店主・從業員(危険物を取り扱わない方)など
2級	研究者・技術者(危険物を取り扱わない方)、電気機械器具組立工(手作)、計器類修理工、食料品製造作業者(手作)、理容師、料理人、電気機械器具組立工(機械工)、計器組立工、プラスチック製成形・加工工(手作)、飲食料品製造作業者(機械工)など
3級	金属彫刻工、竹細工・つる製品製造工(手作)、かわ製品製造業者(手作)、陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、製鋼工、鋳物工、金属工作機械工、建設作業者、建設機械運転者など

※上記に記載のないご職業は、取扱代理店までお問合せください。

(注2)健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しく記入ください。その際、必ず被保険者ご自身が回答内容について事実に相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお受けできない場合や、特別な条件付きでお受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。

(注3)健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なる場合には、保険期間の開始時(*)から1年以内であれば、ご契約を解除することができます。また、保険期間の開始時(*)から1年を経過しても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(*)から1年以内に発生している場合には、ご契約を解除することができます。

(注4)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

(注5)所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 ケーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(ケーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3 複数のご契約があるお客さまへ

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※1複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがあります。

※2補償が重複する可能性のある主な補償は、別紙「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- (1)現在のご契約について解約・減額などをする場合の不利益事項多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- (2)新たな契約(所得補償保険)の申込みをする場合のご注意事項①被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお受けできない場合があります。②新たな契約の保険期間の開始時より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。③新たな契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料^(注)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
(注)保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

5 通知義務(ご加入後にご連絡いただく事項)

- (1)申込人または被保険者には以下に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社に連絡する義務(通知義務)があります。申込人または被保険者の故意や重大な過失により、次の通知事項について遅滞なく連絡していただけなかった場合、保険金を削減してお支払いすることができますのでご注意ください。

通知事項	被保険者の職業・職務を変更した場合
------	-------------------

- (2)ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- ①特約の追加など、契約条件を変更する場合
- ②ご加入時に保険金額を平均所得額より高く設定していたことが判明した場合
- ③ご加入後に所得の平均所得額が著しく減少した場合

6 補償の開始・終了時期

- (1)補償の開始:始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。
- (2)補償の終了:満期日の午後4時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」②基本となる補償、保険金額の設定等②保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

- (1)解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- (2)始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。

9 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方の場合、保険契約者との間に別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることがあります。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。
※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することができます。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することができます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

詳細については、
あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>
または各引受保険会社のホームページをご覧ください。

7 事故が発生した場合

1 事故の発生

- (1)事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。
- (2)他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- (3)補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損失に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>(注1)

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業不能1か月あたりの支払責任額^(注2)をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、この保険契約の就業不能1か月あたりの支払責任額^(注2)を限度とします。
- (注1)お支払いする保険金の額や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。
- (注2)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、
<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度(「代理請求制度」といいます)があります(被保険者に法定代理人がいる場合は、この制度は利用できません)。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めめた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
- ②上記①の方がない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者^(注)または上記②以外の3親等内の親族
- (注)法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせください。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(1)保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)	(4)所得に関する保険金を請求する場合に必要となる書類		
(2)引受保険会社の定める傷害(疾病・損害など)状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(4)に掲げる書類も必要な場合があります。	①保険事故の発生を示す書類 書類の例・公的機関が発行する証明書(事故証明書など)など		
(3)保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例・印鑑証明書、資格証明書・戸籍謄本 ・委任状・未成年者用念書など	②保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例・引受保険会社の定める診断書 ・所得確認書類(源泉徴収票、確定申告書、決算書など)など		
	③その他の書類 書類の例・調査同意書(事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書)など		

<ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客様情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関する事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いします。

- 1.被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」「職業・職務」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
- 2.「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
- 3.下記項目について、お客様のご意向どおりとなっていることをご確認ください。

①補償内容(お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など)

お支払いする保険金のご説明【所得補償保険】

所得補償保険の普通保険約款、特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

1 普通保険約款の補償内容

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否をご判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

①被保険者が、身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業不能になった場合に、被保険者が被った損失に対して保険金をお支払いします。

②被保険者は、保険証券の「被保険者」欄に記載の方となります。

(注)保険金支払対象外の身体障害の影響などにより身体障害の程度が大きくなつた場合は、その影響がなかったときに相当する就業不能期間に対して保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険金	身体障害により、就業不能となった場合	$\text{保険金額} \times \text{就業不能期間の月数} (*)$ $+ \text{保険金額} \times \frac{\text{就業不能期間のうち}}{\text{期間の日数}} \frac{1\text{か月に満たない}}{30}$	<p>(1)保険期間開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合については、保険金をお支払いできません。</p> <p>(2)次のいずれかによる就業不能に対しては保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失による身体障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による身体障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用による身体障害 ④被保険者の妊娠、出産、早産または流産による身体障害 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動による身体障害※1 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故による身体障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染による身体障害 ⑧むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガなど <p>(3)被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能または被保険者の妊娠もしくは出産を原因として発生した就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(4)特定疾病等補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病等対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券に記載されたケガまたは病気による就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては自動セッティングの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>

用語の解説

保険商品・契約内容に関するお問合わせについて

【取扱代理店】株式会社トッパン保険サービス 【電話番号】03-3835-6741 ※おかげ間違いにご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-101-060 (無料)

【受付時間】 平日 9:00 ~ 17:00
(土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

※ご加入の団体名(凸版印刷株式会社)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合は、お手元にご用意ください。

※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター 0120-985-024 (無料)

※受付時間[24時間365日] ※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
※おかげ間違いにご注意ください。

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。

また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

(ナビダイヤル) 0570-022-808 (全国共通・通話料有料)

※受付時間[平日9:15 ~ 17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]

※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは03-4332-5241におかけください。

※おかげ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/

【身体障害】とは
急激かつ偶然な外來の事故によるケガと病気(ケガ以外の身体の障害をいいます)をあわせて身体障害といいます。

【就業不能】とは
被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により保険証券に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後または身体障害が治癒した後は、就業不能とはいいません。

(1)その身体障害の治療(*)のため、入院していること。
(2)上記(1)以外で、その身体障害につき、治療(*)を受けています。

(*)治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

【てん補期間】とは
免責期間終了日の翌日からその日を含めて保険証券に記載された期間をいいます。

【免責期間】とは
就業不能が開始した日からその日を含めて、継続して就業不能である保険証券に記載された日数をいい、この期間に対しては保険金をお支払いできません。

【就業不能期間】とは
てん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。

【平均月間所得額】とは
被保険者が就業不能となる直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます(*1)。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

平均月間所得額 =
$$\frac{\text{年間収入額}(*2)}{12\text{か月}} - \frac{\text{（働きなくなったことにより支出を免れる金額}(*3))}{12\text{か月}}$$

(*1)被保険者が事業所得者の場合は、被保険者ご本人が働きなくなったことにより減少する売上高・経費等に応じて決定します。

(*2)給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入額で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

(*3)被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

2 補償条件に関する主な特約

普通保険約款の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下表のとおりです。

特約名	概要
骨髄採取手術に伴う入院補償特約 ^(注)	骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、保険証券に記載された業務に全く従事できない場合についても所得補償保険金をお支払いする特約です。 ※初年度契約については1年の待機期間があります。

(注)すべての契約に自動セッティングされます。

健康状態告知についてのご案内

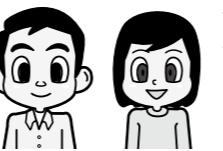
健康状態告知書質問事項回答欄のご記入にあたり重要な事項をご説明します。

健康状態告知書質問事項回答欄にご記入いただく前に必ずご覧ください。

告知の内容が正しくないと、ご契約またはご加入(以下「ご契約」とします)が解除になり保険金をお受け取りいただけない場合があります。以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しく告知いただくようお願いします。

1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、必ず被保険者ご本人(補償の対象となる方)が、「事実を」「ありのままに」「もれなく」お答えください。



2 正しく告知されなかった場合の取扱い

告知いただく事項は保険申込書・加入申込票裏面「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、告知を受領した保険契約の保険期間の開始時(補償の開始時)(注)から1年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約を解除させていただくことがあります。

保険期間の開始時から1年を経過していくても、告知されなかった事実、または告知された内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、保険契約を解除させていただくことがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を「詐欺による取消し」とさせていただくことがあります。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。



- 告知義務違反により保険契約が解除された場合
 - 解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
※ただし、「保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合には、保険金をお支払いすることができます。
- 「詐欺による取消し」となった場合
 - 取消し後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
 - 既に払い込みいただいた保険料は返還できません。

3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、代理店・扱者への口頭によるご回答ではなく、書面にてご回答いただくようお願いします。

※健康状態告知書質問事項回答欄は保険申込書・加入申込票の一部となっております。代理店・扱者は保険契約の告知受領権を有しておりますが、代理店・扱者に口頭で回答されても告知をいただいたことになりませんのでご注意ください。



4 傷病歴等を告知された場合の取扱い

当社では、保険契約者(ご加入者)間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態すなわち保険金等の支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。

告知内容によってはご契約をお断りすることや特定疾病等対象外特約をセットすることにより「特定疾病等補償対象外」等の特別な条件を付けてお引き受けすることができます(傷病歴等がある方を全てお断りするものではなく、また、傷病の状況によっては特別な条件を付けずにお引き受けできる場合があります)。

● 傷病歴等を告知された場合の取扱い(引受条件について、告知の内容から、以下のいずれかとさせていただきます)

- 特別な条件なしでお引き受けします。
- 特定疾病等を補償対象外とする条件でお引き受けします。
- お引き受けできませんのでご了承ください。



5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金ご請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。



6 お客様によるご契約内容の確認について

ご契約後、ご契約内容について記載した「保険証券」「加入者証」または「保険申込書・加入申込票の写し」をご覧いただき、告知内容に誤りがないかのご確認をお願いします。

※特定疾病等を補償対象外とする条件でのご契約については、保険申込書・加入申込票の健康状態告知書質問事項回答欄の記載によって決定されます(申込時に決定し、個別に引受保険会社から引受条件を通知するわけではありませんのでご注意ください)。

※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。



※本紙はお客様自身でご確認いただくための帳票です。ご提出いただく必要はありません。

※『保険申込書または加入申込票の写し』と『健康状態告知についてのご案内』(本紙)、『重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明』はお客様の控えとなりますので、大切に保管してください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
所得補償保険



7 健康状態の告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄にご回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

- 今回新たに契約される方
- 継続して契約される際に、保険金額を増額するなどの変更(注)をされる方

(注)健康状態に関する告知の対象となる補償項目について、保険金額を増額される場合、てん補期間を延長される場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を変更される場合などが該当します。

※前契約からすべての条件を変更することなく継続して契約される方は、新たに告知いただく必要はありません。

保険金額の増額など補償内容を拡大しますか?
補償内容を拡大する
補償内容は変更なし、または縮小する

健康状態告知が**必要**です。

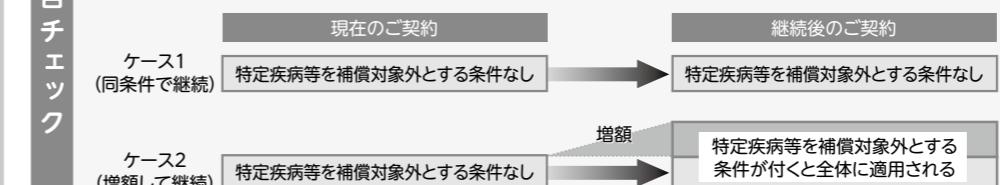
現在の特定疾病等を補償対象外とする条件を変更しますか?
補償対象外条件を変更する
補償対象外条件なし、または変更しない

健康状態告知は**不要**です。

ご注意ください

保険金額の増額など補償内容の拡大に伴い改めて健康状態告知をした結果、特定疾病等を補償対象外とする条件となった場合、その条件は増額等の拡大された補償部分だけでなく、継続後の補償全体に対して適用されます。

● 例えばこんな場合… 現在は特定疾病等を補償対象外とする条件なしで契約。ただし、先日の健康診断で異常を指摘されている(告知事項に該当する)ケース



前契約と同条件で継続する場合、告知は不要で特定疾病等を補償対象外とする条件も付かれません。

保険金額を増額する場合は告知が必要です。告知の結果、特定疾病等を補償対象外とする条件が付いた場合は、継続後の補償全体に対して適用されます。

8 再告知の取扱い

特定疾病等を補償対象外とする条件でご契約いただいている方は、新たに告知しなおすこと(再告知)によって、継続後の引受条件を変更できることがあります。継続して契約される際には現在の引受条件をご確認ください。

● 例えばこんな場合… 数年前に告知した際、質問2の「過去5年以内に入院したこと、または手術(内視鏡手術等を含みます)を受けたことがある」に該当したため特定疾病等を補償対象外とする条件となったが、その後一切病気をすることもなく健康を保ち、現時点で告知すればすべての告知回答が「いいえ」となるケース

※保険申込書・加入申込票の「疾病コード」欄に「A1」～「Y1」のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」または裏面の「病気・症状一覧表の解説」をご参照ください。また、「病気・症状一覧表」にある「A1」～「Y1」以外のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は本紙裏面「疾病コード」欄に関するご注意をご参照ください。

※継続後の引受条件を変更される場合は、現在の引受条件にかかわらず保険申込書または加入申込票裏面「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」または本紙裏面「病気・症状一覧表の解説」を参照し、再告知をしてください。

※再告知をした場合は、前記1～7が適用されますので、ご注意ください。

9 その他ご注意いただきたい事項

正しく告知をいただいた場合でも、保険期間の開始時より前に原因が発生した病気やケガについては、保険金をお支払いできません(ただし、保険期間開始前の発病の取扱いに関する特約のセットにより、ご契約後1年を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります)。

● 例えばこんな場合… 契約申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始時より前に発病と診断され、保険期間の開始時より後にその病気によって就業不能となったケース

そのほかにも、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」には、ご契約に際して特にご確認いただきたいことを記載しております。ご契約をお申込みの前に必ずお読みください。

トッパングループと引受保険会社からのお知らせ【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、トッパングループがこの保険の事務手続きのために使用することがあります。また各引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲介人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することができます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>)および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

前年どおりの加入者は加入申込票の提出は不要です。その場合、個人情報の取扱いについて同意したものとみなします。

取扱代理店と引受保険会社

この保険契約は下記の各引受保険会社による共同保険であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行し保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

【取扱代理店】株式会社トッパン保険サービス 営業部
〒110-0016 東京都台東区台東1-5-1 TEL 03-3835-6741 FAX 03-3834-3289
E-Mail hoken.service@toppan.co.jp

【引受保険会社】あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(57%)【幹事】
(取扱所課)東京企業営業第七部 営業第二課
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19 TEL03-6748-7882

三井住友海上火災保険株式会社(43%)
※実際に引受を行う保険会社、およびその分担割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店、または引受保険会社にお問合せください。

その他重要なお知らせ

■補償対象期間

就業障害が続いた場合、免責期間終了後(91日目)から、満60歳に達した日を限度として保険金が支払われます。ただし、加入日(継続加入の場合は更新日)現在満55歳以上の方は91日目から3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24カ月が限度となります。また、一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなして保険金をお支払いします。

■税法上の取扱い

- ・保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。
- ・所得補償保険金は非課税です。
- ※税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。

■お支払いする保険金

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月=30日とした日割計算でお支払いします。なお、所得喪失率は、

免責期間終了後に業務に復帰して
得られた各月の所得の額

1 - 免責期間が開始する直前の、
上記期間に対応する各月における所得の額

で算出されます。

初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- *他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

■保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いいたしません。

- ・故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害
- ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害
- ・麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害
- ・妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害
- ・戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害
- ・頸部(けいぶ)症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害
- ・自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害
- ・精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害
(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。)
- ・脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。

この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害については補償の対象となります。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかるらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害
F04~F09、F20~F51、F53、F59~F63、F68~F69、F84~F89、F91~F92、F95
例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、强迫性障害(强迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害 など

■重大事由による解除について

保険金を取得する目的で就業障害を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

■保険金のお支払いに関する

- ・保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- ・保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- ・退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- ・保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。
休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- ・保険金受取人は被保険者本人になります。

■保険金のご請求について

就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■代理請求制度について

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。
①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族
※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

■継続加入の取扱いについて

いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額(コース)以下で継続加入できます。
なお、更新の際に、保険金月額(コース)等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

■配当金・解約返りい金

この制度には、配当金および解約返りい金はありません。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から1年を経過しても、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。
- 継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をすることを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらかじめ告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または明治安田損害保険(株)営業推進部(03-3257-3177)までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

<契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sponpo.co.jp/>)をご参照ください。

この制度は損害保険会社と締結した団体長期障害所得補償保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sponpo.co.jp/>)をご覧ください。

取扱代理店(お問い合わせ先) 株式会社トッパン保険サービス TEL:03-3835-6741
明治安田生命保険相互会社 TEL:03-3560-5822

・このパンフレットは、団体長期障害所得補償保険の概要を説明したものです。保険金のお支払条件、ご契約の手続、告知・通知義務、その他この保険の詳しい内容は、取扱代理店または当社にご照会ください。

・当社代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行なっています。したがいまして、当社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社(幹事) <取扱代理店 株式会社トッパン保険サービス・明治安田生命保険相互会社>
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 <取扱代理店 株式会社トッパン保険サービス>
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 <取扱代理店 株式会社トッパン保険サービス>

「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

天災補償特約付精神障害補償特約付 団体長期障害所得補償保険

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

凸版印刷(株)とその子会社・関連会社の従業員の方を被保険者とし、凸版印刷(株)を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	補償内容・保険料	支払事由
団体長期障害所得補償保険	P10	表紙・P10	P9、10	P36

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

③ 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

④ 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

⑤ 引受損害保険会社(幹事会社)

明治安田損害保険株式会社

本社: 東京都千代田区神田司町2-11-1 電話番号: 03-3257-3177(営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。

② 告知義務・通知義務等

■お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)

健康状態について

お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。特に、健康状態については十分ご注意ください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。
お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

・保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます)・保険金額(ご契約金額)・保険期間(保険のご契約期間)・保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいているか?

*「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?

・加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます)は正しくご記入いただいているか?

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?

・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。

上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望どおりとなっていますか?

◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいているか?

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合 ①既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更など)
②既にご加入されているがご継続されない場合

団体総合生活補償保険(MS&AD型)健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

〈継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。〉
(*)保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病にかかる補償を拡大することをいいます。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、そのままを正確に漏れなくお答えください。

(注) 告知における年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいちばん年長の方をお答えください。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けの場合でも、ご加入時 ^(*) より前に発病した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(*) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いことがあります。
先進医療費用 保険金 補償特約	ご加入をお引受けの場合でも、ご加入時 ^(*) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いことがあります。

(*) 同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時をいいます。

(*) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(*) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

7. その他ご留意いただきたい点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。

・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続をご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

特約の名称	疾病補償特約	先進医療費用保険金補償特約	ガン診断保険金補償特約	三大疾病診断保険金補償特約
取扱い	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】①現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。 ②特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となることがあります。 ③保険期間の中途で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。			

③ 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。

④ 保険金をお支払いできない主な場合

■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

団体長期障害所得補償保険 (P 36)

⑤ 補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申込みください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

⑥ 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

⑦ 事故が起こった場合等のご連絡先

就業障害が開始した場合には、遅滞なく団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

⑧ ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口
制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の団体窓口へお問い合わせください。

引受損害保険会社の相談・苦情窓口

保険に関する相談・苦情等は、下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社 お客様相談室
0120-255-400
[フリーダイヤル(無料)]
【受付時間】午前9時～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808[ナビダイヤル(有料)]
【受付時間】午前9時15分～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(http://www.sonpo.or.jp/)

MEMO

お支払例

<Aさんの場合>

ケース1

Aさんの同居の子供(中学生)が、自転車走行中に高齢者(自営業者)と接触、相手が転倒して、大腿骨を骨折させてしまいました。

事故発生

相手と直接示談交渉で精神的につらい日々を過ごす。

トッパンQQ隊 ケガ補償に「個人賠償」をセットして加入していたことを思い出す。

その後、交渉のすべてを保険会社に任せ、精神的にも楽になった。

相手に支払う費用と弁護士費用を保険金ですべてカバーできた。

例 オプション補償

「個人賠償責任」に加入の場合



- ・後遺障害: 8,400,000円
- ・弁護士費用: 500,000円
- ・慰謝料: 2,900,000円
- ・休業損害: 3,200,000円
- ・治療費: 2,500,000円

合計お支払額 17,500,000円

ここがポイント!

今、増えている

自転車事故。

ご自分のケガはもちろん、他人にケガを負わせたり、相手の車を傷つけるなど賠償請求された場合も補償されます。

オプション補償「個人賠償責任」は、**示談交渉サービスが付いている**ので、相手方との交渉を、安心して任せられます。

※なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合等は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。ご注意ください。

※日本国内において発生した事故に限ります。

<Bさんの場合>

ケース2

Bさんは急いで階段を降りようとしたところ、転倒し右足靭帯を損傷、10日間入院し、入院中に手術を受け、退院後10日間通院をした。

傷害入院

入院中に手術を受けることになった。

入院費用だけでなく、手術費用も保険金でカバーできた。

その後退院し、リハビリのため、通院した。

通院費用も保険金でカバーできた。

例

スタンダードプランP2に加入(入院10日、退院後通院10日)の場合



傷害入院保険金 6,000円×10日間 = 60,000円
傷害手術保険金 6,000円×10倍 = 60,000円
傷害通院保険金 4,000円×10日間 = 40,000円

合計お支払額

160,000円

ここがポイント!

入院と通院の補償はもちろん、入院中の手術も補償されます。

入院だけでなく入院中に受けた手術は、傷害入院保険金日額の10倍が支払われます。またリハビリのための通院も補償されて、安心して治療に専念することができます。